

通学路の交通安全に関するプロジェクトチーム最終取りまとめ

1 プロジェクトチーム設立に至った経緯

本年4月、京都府亀岡市において、集団登校中の児童と保護者の列に軽自動車が入り込み、児童2人と保護者1人の計3人が死亡した交通事故を始め、全国で同様の事故が連続して発生し、通学路の交通安全について、社会的に関心が高まったことから、通学中の児童の交通安全の確保が最優先に取り組まれるべきであるとの考えに基づき、5月25日に「通学路の交通安全に関するプロジェクトチーム」を発足し、対応を検討することとした。

2 検討体制

(1) メンバー

別表のとおり

(2) 所掌事務

- ・ 通学路の交通安全を確保するための基本的な考え方に関すること
- ・ 通学路の交通安全を確保するための対策に関すること
- ・ 通学路の交通安全を確保するための関係部局の連携強化に関すること
- ・ その他、通学路における交通安全を確保するために必要な事項

(3) 会議の開催状況

ア プロジェクトチーム

5月25日 第1回会議

9月12日 第2回会議

イ ワーキンググループ等

- ・ ワーキンググループ4回（6月20日、7月31日、8月22日、12月4日）
- ・ 担当者会議3回（7月3日、10月16日、11月21日）
- ・ 準備会2回（6月6日、6月7日）

3 通学路の交通安全確保のための手順

(1) 緊急合同点検に関する依頼

5月30日付けで文部科学省から緊急合同点検に関する依頼が発出されたことから、これをプロジェクトチームの対策の検討資料とし、この点検を活用することとした。

(※点検の対象は小学校及び特別支援学校)

同日付けで、国土交通省と警察庁からは、今回の文部科学省の依頼に基づく緊急合同点検に協力すること、及び対策等を報告するよう、各道路管理者や警察本部に依頼がなされた。

(2) 危険箇所に対する緊急合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出

プロジェクトチームでは、緊急合同点検に必要な事項の検討を行い、現場において緊急合同点検が円滑に実施されるよう支援した。

市町村教育委員会は、小学校等から報告があった4,693か所の危険箇所について、学校、保護者、道路管理者、警察署と連携し、緊急合同点検を行い、4,693か所の対策必要箇所を抽出、文部科学省に報告した。(報告期限9/10)

(3) 対策必要箇所に対する検討

市町村教育委員会が主催する関係者協議において、対策必要箇所及び具体的な対策について検討し、各実施機関が行う対策箇所を決定した。(10月～11月)

(4) 対策計画策定に向けた支援

プロジェクトチームでは、対策必要箇所について標準的なハード対策を市町村に紹介するなど、関係者が統一した考えで対策計画を策定できるよう支援した。

(5) 関係省庁への報告及び対策の実施

各関係機関(県教育委員会、県建設部、県警察本部)は、国(文部科学省、国土交通省、警察庁)に対して対策の事業量等を報告する(報告期限12月初旬)とともに、順次、補正予算等を活用して対策を実施している。

4 対策必要箇所及び対策箇所の内訳

対策必要箇所数 4,693か所

- 対策済み箇所数 1,507か所(32.1%)
- 対策予定箇所数 2,252か所(48.0%)
- 対策実施時期未定箇所数 934か所(19.9%)

※ 対策区分は平成24年11月30日現在

【各実施機関による対策箇所数】

- 学校による対策箇所数 1,771か所
- 道路管理者による対策箇所数 2,077か所
(国管理38か所、県管理316か所、市町村管理1,723か所)
- 警察による対策箇所数 1,486か所

5 これまでの取組の視点

(1) ソフト対策について

通学路の交通安全に関する好事例等の情報（別紙1「通学路の交通安全対策に関する対策事例」参照）を共有するとともに、これまでの活動を再点検するなど、通学路の安全点検等の徹底を図るほか、交通指導取締り、交通安全教育、ドライバーに対する思いやり運転の呼びかけ、地域住民、企業等による自主活動の促進を図るなどの取組を進めた。

(2) ハード対策について

通学路の交通安全施設の整備については、早期に実施可能で、効果が期待できる路肩のカラー舗装や道路標識・標示の補修などの対策を実施し、速やかに交通安全の確保を図ることとした。

(3) その他

道路管理者及び県警察が市町村教育委員会主催の対応案の協議に積極的に協力するとともに、関係者間でよく調整をしたうえで、対策内容、実施時期を定めた。

6 今年度の取組について

通学中の児童の安全確保を最優先する観点から、年度内に速やかに実施する対策を取りまとめ、順次、実施している。

(1) 県民生活部関係

○ 緊急雇用創出事業基金を活用した下校時間帯を中心とするドライバーに対する呼びかけ

「ドライバー」を対象に、広報・啓発を実施することとし、「交通安全スリーS運動」の普及を通して、マナーの向上や思いやり運転を幅広く呼びかけている。

具体的には、緊急雇用創出事業基金を活用し、「ドライバーマナーアップPR隊」（2名1組）が、県内の重点対策市町村にある企業等を8班で訪問し、チラシ等により、「交通安全スリーS運動」の内容を説明、マナーアップを呼びかけるとともに、児童の通学時間帯における思いやり運転を呼びかける事業を実施している。

また、下校時間帯（夕方）に、広報車を走らせるなどし、走行するドライバーに対し、児童に対する配慮や安全運転を呼びかけている。

※【交通安全スリーS運動】

- ① S t o p・・・赤信号や一時停止場所では確実にストップ。飲酒運転を根絶。
- ② S l o w・・・見通しの悪い交差点では徐行。高齢者や子どもを見かけたら速度を落とすなどスローな運転の実施。
- ③ S m a r t・・・シートベルト全席着用。運転中に携帯電話を使用しないなど、思いやりの意識を持ったスマートな運転の実施。

○ テレビCM及び街頭活動を通じたドライバーに対する呼びかけ

ドライバーに対するルール遵守、マナーの向上を呼びかけるため、いわゆる名古屋走りと呼ばれる悪質、危険、迷惑性の高い運転行為の根絶に主眼を置いたテレビCMを制作して放映するとともに、重点対策市町村における街頭啓発活動を強化するなどの事業を、12月補正予算により提案している。

(2) 教育委員会関係

学校による対策箇所数1,771か所

○ 市町村における対策協議等の実施

市町村教育委員会に対し、道路管理者及び地元警察署と連携して危険箇所の安全対策について協議するよう依頼したところ、全ての市町村において関係機関による対策協議がなされた。また、対策協議において、道路管理者又は地元警察署による対策が困難と判断された箇所については、市町村教育委員会、学校等による対策を強化するよう依頼した。該当箇所については、今後、見守り活動、交通安全指導等の対策が強化される予定である。

○ 愛知県学校安全研究大会における教育活動の依頼

平成25年1月25日(金)に開催する愛知県学校安全研究大会(小中学校及び県立学校教員約320名参加)において、交通安全教育に関する実践事例の中で、児童自らによる通学路実地調査や危険箇所の全校集会での発表等を紹介し、各学校において、児童生徒の危険予知能力及び危険回避能力を育成する教育活動を推進するよう依頼する予定である。

(3) 建設部関係

○ 県管理道路の対策

県管理道路の対策箇所316か所のうち、中間取りまとめで緊急に対策が必要であるとした路肩のカラー舗装34か所に加え、側溝修繕、植栽剪定・草刈り等、維持修繕工事に対応が可能な55か所の対策を実施する。

さらに、残りの対策箇所227か所のうち、より緊急性が高い108か所について、国の平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費を活用し、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、標識・路面標示の設置等を実施する予定である。

○ 市町村管理道路の対策

市町村（名古屋市を除く。）管理道路の対策箇所のうち、より緊急性の高い箇所については、市町村の単独費に加え、国の平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費も活用し、路肩のカラー舗装等を実施する予定である。

(4) 警察関係

○ 交通安全施設等の緊急点検（平成24年5月）

プロジェクトチームの発足に先駆け、972学区を対象として、**小学校の半径500m以内**の通学路において、学校、自治体、道路管理者、PTA等との連携の上、交通安全施設等の緊急点検を実施した。その結果、補修・更新が必要と判断された標識・標示については、補正予算を活用するなどし、補修等の事業を実施した。

補修事業量	道路標識	1, 332本（うち補正182本）
	道路標示	351km（うち補正197km）

○ 通学路の緊急合同点検に対する対策

警察による対策箇所数1, 486か所（うち実施済み560か所）

主な対策内容	道路標示等の補修等	961か所 （うち実施済み422か所）
	LED化などの信号機の改良等	130か所 （うち実施済み19か所）

※ 道路標示等の補修等961か所の中には、前記交通安全施設等の緊急点検で抽出した箇所と重複した箇所も含まれている。

○ 通学路等における交通取締りの実施

自動車運転者に対して児童に対する保護意識を醸成し、より安全な通学路を確保するため、通学路を始め、通学児童が利用する生活道路及び周辺道路において、通行禁止違反等の各種取締りを実施している。

○ 運転者教育の推進

自動車運転者に対する交通安全教育として、運転免許更新時の講習及び企業等に対する交通安全教室等により、通学路における安全な通行方法等に係る交通安全教育を推進している。

7 課題と方向性

(1) 通学路の交通安全対策を推進するための枠組みの明確化

通学路の交通安全対策については、これまでもそれぞれの学校が中心となり、教員、PTA等が通学路の安全点検や登下校時の見守り活動を行ってきたが、それぞれの実施機関は、必要に応じてそれぞれ関係する機関と協働して取組を実施しており、取組の枠組みが明確化されていなかった。

今回、文部科学省から緊急合同点検に関する依頼に基づき、全市町村において**市町村教育委員会が主体**となって緊急合同点検等が実施されたことから、今後も**今回構築された枠組み**を活かし、各市町村において継続的に通学路の交通安全対策を進めていく必要がある。

(2) 関係実施機関の連携の強化

県及び県教育委員会は、**今回構築された枠組みを基本**として、各市町村に対し、「**市町村通学路交通安全対策連絡協議会（仮称）**」の設置を働きかける。（別紙2「市町村通学路交通安全対策連絡協議会イメージ図」参照）

同協議会においては、**横断的に様々な視点**で通学路の交通安全に係る問題点や課題等を集約するとともに、**長期的かつ多角的な検討**を行うなど、関係実施機関の連携の強化を図っていく。

(3) 通学路交通安全対策の総合的な推進

通学路の交通安全を確保していくためには、取組を一過性なものとして終わらせるのではなく、継続的に進めていくことが重要な課題であるため、今後は、**より横断的かつ迅速に対応できる枠組みの構築**が必要である。

8 来年度以降の取組について

(1) 県民生活部関係

- **企業**に対して通学時間帯の交通安全活動を促進する取組を実施する方向で検討する。
- **ドライバー**に対して広報媒体の活用や啓発キャンペーンの実施など、効果的な広報啓発を実施する方向で検討する。
- 市町村においては、来年度以降、通学路の交通安全対策を円滑に実施していくために継続して協議の場を設けていく必要があることから、県教育委員会と連携し、「**市町村通学路交通安全対策連絡協議会（仮称）**」の設置を働きかけていく。

(2) 教育委員会関係

市町村教育委員会に対して「市町村通学路交通安全対策連絡協議会（仮称）」の設置を働きかけ、関係機関の連携の強化を図るとともに、今回の緊急合同点検によって把握、整理した情報を生かし、今後も同協議会を中心に、対策を検討するよう依頼する。

(3) 建設部関係

- 県管理道路の残りの対策箇所119か所については、平成25年度に対策を実施する予定である。
- 市町村（名古屋市を除く。）管理道路の残りの対策箇所について、市町村が速やかに対策を実施することができるよう、県は市町村に対して、引き続き、対策方法に関する技術的支援、国費要望の働きかけ及び県費補助による財政的支援を行っていく。
- 今後も、関係機関と連携して、通学路の交通安全対策を進めていく。

(4) 警察関係

- 交通安全施設等の整備
 - ・ 緊急合同点検における対策未実施箇所に対する対応
道路標示等の補修については、必要な予算措置を講じ、早期実施を図る。
住民の理解や道路改良工事等を必要とする交通規制や信号機等の設置については、必要な調整を行うとともに、予算措置を講じ、整備に向けた取組を継続して行っていく。
 - ・ ゾーン30の整備
通学路の多くは生活道路に含まれることから、生活道路が集積する一定の区域で、最高速度30km/hの区域規制や道路幅の一部を意図的に狭めたり、路面を盛り上げたりしてスピードを抑制するハンプなどの物理的方策の設置等が効果的と認められる場合には、道路管理者と連携して生活道路における交通安全対策「ゾーン30」の積極的な整備を行っていく。
- 引き続き、自動車運転者に対する交通安全教育を推進するとともに、通学路の安全を確保するため、交通指導取締りを実施する。

(5) その他

交通安全対策基本法に基づき、毎年度策定している愛知県交通安全実施計画において、来年度以降、通学路の交通安全対策について新たに項目を設けて対策を進めていく。

別表 メンバー

プロジェクトチーム
県民生活部長（リーダー） 教育委員会学習教育部長（副リーダー） 県民生活部地域安全監（副リーダー） 県民生活部地域安全課長 建設部道路維持課長 教育委員会健康学習課長 警察本部交通総務課長
ワーキンググループ
プロジェクトチームの下に、ワーキンググループを置くこととし、メンバーについては、県民生活部地域安全課、建設部道路維持課、教育委員会健康学習課、警察本部交通総務課の職員で、プロジェクトチームメンバーから推薦をうけた者とする。